

環 環 保 第 1 1 9 号  
令 和 8 年 6 月 2 3 日

京都エコサービス株式会社  
代表取締役 穂苅 清二 様

京都市長 松井 孝治  
担当 環境政策局環境企画部  
環境保全創造課  
TEL:075-222-3951



「京都エコサービス株式会社 廃棄物処理施設の整備事業に係る配慮書案」  
に対する意見について

令和8年4月13日付けで提出されました標記配慮書案について、京都市環境影響評価等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境配慮の観点からの意見を述べますので、本意見を勘案して、配慮書を作成してください。

( 別 添 )

「京都エコサービス株式会社 廃棄物処理施設の整備事業に係る配慮書案」  
に対する意見

京 都 市 長

- 1 規模や配置、運用の状況など、既存施設の情報を知りやすく配慮書に記載すること。
- 2 事業計画について、従前との相違点を明らかにするとともに、事業計画の情報を可能な限り具体的に知りやすく配慮書に記載すること。
- 3 法令に基づく要求事項を遵守することはもとより、計画段階環境配慮の内容について、既存施設の解体に伴うアスベスト対策や再生可能エネルギーの導入など、可能な限り具体的に知りやすく配慮書に記載すること。
- 4 騒音及び振動の環境影響の予測・評価に当たっては、考え方や前提条件を知りやすく配慮書に記載すること。
- 5 建屋材質の相違による複数案の評価には、システム境界・機能単位を設定して建築物のライフサイクルでの温室効果ガス排出量も可能な限り加味すること。
- 6 発生した環境影響について問題が生じた場合を想定して予め対策を検討するとともに、一元的な相談窓口を設けて、周辺住民に適切に周知すること。
- 7 発生した環境影響、特に既存施設において生じていた粉じん、騒音及び待機車両による周辺道路の渋滞について問題が生じた場合、追加の対策を講ずること。
- 8 本意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。

以上